

古賀市告示第41号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のように指定し、この告示の日から施行する。

平成24年4月1日

古賀市長 竹下 司 津 男

指定地域

古賀市内全域

関係図面は、古賀市役所市民部環境課にて一般の縦覧に供する。

古賀市告示第42号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により指定された地域における規制基準を次のように定め、この告示の日から施行する。

平成24年4月1日

古賀市長 竹下 司 津 男

特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から午後 7時まで	午前6時から午前 8時まで及び午後 7時から午後11 時まで	午後11時から翌 日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

備考

第1種区域 別添図面において緑色で着色した区域

第2種区域 別添図面において黄色で着色した区域

第3種区域 別添図面において桃色で着色した区域

第4種区域 別添図面において青色で着色した区域

関係図面は、古賀市役所市民部環境課にて一般の縦覧に供する。

古賀市告示第43号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号）別表第1号に規定する区域を次のように定め、この告示の日から施行する。

平成24年4月1日

古賀市長 竹下 司 津 男

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 指定地域のうち、第1種区域（別添図面において緑色で着色した区域）、第2種区域（別添図面において黄色で着色した区域）及び第3種区域（別添図面において桃色で着色した区域）
- 2 第4種区域（別添図面において青色で着色した区域）のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
  - ハ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
  - ニ 図書館法（昭和25年法律第108号）第2条第1項に規定する図書館
  - ホ 老人福祉法（昭和38年法律133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

関係図面は、古賀市役所市民部環境課にて一般の縦覧に供する。